

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

大学の管理制度の改善について(勧告)

標記のことについては、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学の管理制度のあり方は、学術の研究と教育の上に重大な関係があるので、本会議はこのことに深い関心を持ち、第1回総回以来しばしば政府に対して勧告や申入れを行ってきた。最近政府は、この制度に関して中央教育審議会に諮問を発しているが、現在の大学管理制度を改善整備するに当っては、いやしくも学問の自由と大学自治の精神とがおびやかされることのないよう、慎重を期すべきである。

また、大学の管理・運営はわが国の大学が多年にわたって積み上げてきた慣行と経験とにまつべきものが多く、更にそれぞれの大学の自主的決定はゆだねるべき点が多いのであって、これを細部に亘って画一的に法制化することは、かえって円滑な管理・運営を妨げるおそれがあり、そもそも大学自治の精神に反することともなる。よつて法規の整備は、原則的な事項に止めるべきであるが、現在の法規はこの原則的な事項に関しても種々の欠陥や不備をもつと認められるので、次の諸点においてこれを改善整備すべきである。

なお、以下は国立大学についてのべたものであるが、公立及び私立の大学に関してもこれに準ずる制度が定められることが望ましい。

I 教授会の権限とその設置について

(1) 教授会は、わが国の長い大学自治の伝統において、大学自治の基本的な機関とされてきたものであるが、現在の諸法規ではその権限は必ずしも明確でない。よつて、教授会が管理・運営に関する重要事項についての議決機関であることを明示すること。

なお、教授会の構成員に助教授以下の教員を加えることについては、大学の自主的決定や慣行によるべきであつて、画一的な限定を行うべきではない。

(2) 教授会は、学部に限られるほか、附置研究所にもこれを設け、学部教授会に準ずる権限を有するものとする。

(3) 学部が相当の規模をもつ、いくつかの分校によつて構成されている場合には、学部教授会に代つてそれぞれの分校に分校教授会をおくことができることとし、また学部教授会を置く場合にも、分校ごとに教授会部会を置くことができることとし、この教授会部会は学部教授会の委任した事項について、それに準ずる権限を有するものとする。

II 評議会について

評議会は、現在は教育公務員特例法によつて示されている権限以外の事項については、暫定的な措置を定めた規則(昭和28年、文部省令第11号)において、学長の諮問機関の如く規定されているが、教授会をもつて大学自治の基本的な機関とする建前からして、評議会は全学的に統一処理を必要とする事項に関して、各教授会に代つて意思決定を行う議決機関とすべきである。

Ⅲ 教員の人事管理について

大学の教員の人事管理については、現在、教育公務員特例法の規定があるが、それは大学自治の建前からみて、種々の欠陥をもっているため、以下の点を改めるべきである。

- (1) 学長の選考は、協議会が行うこととなつているが、これを改めて、学長の選考は大学が自主的に定める方法による選挙にもとづいて、大学の管理機関（協議会）が行なりものとする。

したがつて学長以外の選挙権者を教授のみとするか、その他の者を加えるか等のことはすべて大学の自主的決定にまつべきであつて、画一的に規制すべきでない。

- (2) 現制では、学部長以外の部局長の選考は、学長が行なうことになつているが、これを改めて、学部長その他教授会をおく部局長および学部所属の部局長は評議会の議にもとづいて学長が選考全学所属の部局長は評議会の議にもとづいて学長が選考するものとする。

なお、現制では、学部長以外の部局長とは附置研究所長、附属病院長、附属図書館長の3者とされているが、（教育公務員特例法施行令第1条）これを改めて、以上のほか、分校主事、附属学長を加えること。但し協議会の構成員については現制に準じ別に定めること。

- (3) 学長・部局長以外の評議員については、評議会に関する暫定規則では単に学長の申出に基づいて文部大臣が任命すると規定してあるが、これを改めてそれぞれの学部または部局長の教授会の議にもとづき学長が選考するものとする。

- (4) 教員及び部局長の不利益処分は、現制では、教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査を経なければならぬことになつているが、これを改めて、教員その他教授会の議を経て、選考された者はすべて教授会の議を経たのち、更に評議会の審査に付すべきものとし、評議会の議を経て選考された者（附属図書館長など）は、評議会の議を経たのち、更に学長の審査に付するものとする。

Ⅳ 事務職員の人事管理について

大学における事務職員のあり方は、大学がその使命とする研究及び教育に関係するところが少ない。よつてその任免、転任等に関して次のように制度を改めるべきである。

- (1) 現制において文部大臣が任命権者となつている地位につく者については、学長の具状によることとするか、又は少くとも学長の同意を要するものとする。

- (2) 特に事務職員中、学生の厚生補導に係る部局長、次長、課長はすべて教員又は事務職員をもつてこれを充てることとし（現制では次長は事務職員に限定されている。）かつその採用は選考によるものとし、評議会の議を経て学長が選考するものとする。

5-40

庶発第330号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

国際インド洋調査について（勧告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。